

千葉市新港清掃工場リニューアル整備に係る設計施工監理業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は千葉市（以下「本市」という。）が実施する新港清掃工場リニューアル整備に係る設計施工監理業務委託業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

（1）委託名

千葉市新港清掃工場リニューアル整備に係る設計施工監理業務委託

（2）委託内容

別紙「千葉市新港清掃工場リニューアル整備に係る設計施工監理業務委託特記仕様書」のとおり

（3）履行場所

千葉市美浜区新港226番地1他

（4）委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

（5）委託限度額

270,512,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（6）業務担当課

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課整備第三班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL 043(245)5265

FAX 043(245)5477

E-mail shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

（7）支払い条件

各年度払い（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

ただし、各年度の支払限度額は下記のとおりとする。

令和8年度 67,529,000円

令和9年度 56,991,000円

令和10年度 41,998,000円

令和11年度 55,000,000円

令和12年度 48,994,000円

3 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
- ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法

に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

（2）令和6・7年度の千葉市測量・コンサルタント入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（地区区分については条件を設定しない。）

（3）地方公共団体（一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体を含む）が発注したごみ発電施設を有する一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建設工事（基幹的設備改良工事や延命化工事等も可とする）に係る設計施工監理業務委託を、過去10年間（平成28年4月以降）に元請けとして履行した実績を有すること。

ただし、一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の施設規模は、1炉当たり50t/日以上かつ炉構成が2炉以上であること。

（4）千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業の受注者でない者、又は当該受注者と資本関係若しくは人的関係がない者であること。

※千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業の受注者は以下の企業である。

代表企業：川崎重工業株式会社

構成員：カワサキグリーンテック株式会社 東京支社

協力企業：徳倉建設株式会社 東京支店

渡辺建設株式会社

坂田建設株式会社

株式会社前田産業 東京支店

※「資本関係がある者」とは、親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。）と子会社の関係にある場合、又は、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

「人的関係がある者」とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合、又は、一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合をいう。

※なお、市と参加者が本委託に係る契約をした後、本委託の実施に関して参加者から業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者を協力企業とする（参加者から直接業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者に加え、協力企業から業務を受託し、又は、請け負うことを予定している者を含む）。協力企業は参加者としないが、千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業の受注者である者、又は、当該受注者と資本関係若しくは人的関係がある者は、本委託の協力企業になることはできない。

（5）千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業において、当該工事の受注者から業

務を受託又は請け負っていない者、当該受注者の受託者から業務を受託又は請け負っていない者、若しくは当該受注者の下請業者から業務を受託又は請け負っていない者であること。

※本委託を受注した場合、受注者及び協力企業は、千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業において、当該工事の受注者から業務を受託又は請け負ってはならない。また、当該工事において、当該受注者の下請業者から業務を受託又は請け負ってはならない。

4 実施スケジュール

| | |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| (1) 募集要領の公表 | 令和8年2月3日（火） |
| (2) 参加申請書受付期間 | 令和8年2月4日（水）から 令和8年2月17日（火）まで |
| (3) 質問書の受付 (募集要領及び参加申請書に係る質問) | 令和8年2月4日（水）から 令和8年2月6日（金）正午まで |
| (4) 質問書の回答 (募集要領及び参加申請書に係る質問) | 令和8年2月12日（木） |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和8年2月25日（水） |
| (6) 技術提案書受付期間 | 令和8年2月26日（木）から 令和8年3月11日（水）まで |
| (7) 質問書の受付 (特記仕様書及び技術提案書に係る質問) | 令和8年2月4日（水）から 令和8年3月2日（月）正午まで |
| (8) 質問書の回答 (特記仕様書及び技術提案書に係る質問) | 令和8年3月6日（金） |
| (9) 技術提案書のヒアリング | 令和8年3月18日（水）（予定） |
| (10) 選定結果の公表 | 令和8年3月26日（木）（予定） |

5 参加申請

参加を希望する者は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

| | | |
|---|--|-----------|
| ① | 参加申込書 | 様式第1号 |
| ② | 資本関係又は人的関係に関する誓約書 | 様式第2号 |
| ③ | 参加者の同種業務実績 | 様式第3号 |
| ④ | 主任技術者の経歴等 | 様式第4号 |
| ⑤ | 担当技術者の経歴等 | 様式第5-1～6号 |
| ⑥ | ③に掲げる業務実績を証明する書類（契約書の鑑の 写し及び仕様書の写し等、実績を証明する書類） ④～⑤に掲げる保有資格、業務実績を証明 | 任意様式 |

| | | |
|--|---|--|
| | する書類（資格者証の写し、テクリスの写し、その他資格及び業務実績を証する資料の写し等） | |
|--|---|--|

（2）提出期間

令和8年2月4日（水）から令和8年2月17日（火）まで（土日祝日は除く）。
受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く）。

（3）提出部数は、各1部とする。

（4）提出先は、2（6）の業務担当課とする。

（5）提出方法は、持参又は郵送（書留郵便）とする。郵送の場合は、令和8年2月17日（火）午後5時までに必着とする。

（6）提出書類記入上の留意事項

ア 参加者の同種業務実績（様式第3号）

本要領3（3）の条件に該当する施工監理業務の業務実績を記入すること。なお、記入した業務実績については、契約書の鑑の写し及び仕様書の写し、業務が完了したことを証明する書類の写し等を添付すること。

ウ 主任技術者の経歴等（様式第4号）

本委託の特記仕様書2.3で定める資格及び経験を有することを証明する書類（資格者証の写し及びテクリスの写し、その他資格及び業務実績を証する資料の写し等）を添付すること。

エ 担当技術者の経歴等（様式第5-1号から様式第5-6号）

上記ウと同様とする。

オ 上記ウ及びエに記載した技術者は技術提案書に必ず入れること。ただし、変更理由及び変更予定者について本市が認めた場合は、この限りではない。

6 内容に係る質問の受付及び回答

本募集要領及び参加申請書、特記仕様書、技術提案書の内容に関する疑義については、以下のとおりとする。

（1）提出書類

ア 募集要領及び参加申請書に係る質問書（様式第6-1号）

イ 特記仕様書及び技術提案書に係る質問書（様式第6-2号）

（2）受付期間

ア 募集要領及び参加申請書に係る質問書（様式第6-1号）

令和8年2月4日（水）から令和8年2月6日（金）正午まで

イ 特記仕様書及び技術提案書に係る質問書（様式第6-2号）

令和8年2月4日（水）から令和8年3月2日（月）正午まで

（3）提出方法

電子メールにて2（6）に記載のメールアドレスに送信のうえ、着信確認の電話連絡を行うこと。電子メールの件名は「千葉市新港清掃工場リニューアル整備に係る設計施工監理業務委託に関する質問（業者名を記載）」とすること。

(4) 質問に対する回答

ア 募集要領及び参加申請書に係る質問回答

令和 8 年 2 月 12 日 (木) までに千葉市ホームページに掲載する。

イ 特記仕様書及び技術提案書に係る質問回答

令和 8 年 3 月 6 日 (金) までに千葉市ホームページに掲載する。

7 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は令和 8 年 2 月 25 日 (水) に参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知する。

8 技術提案書の提出

参加資格審査結果通知を受けた者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

| | | | |
|---|------------------------------|-----------------------|------------------|
| ① | 技術提案書鑑 | 様式第 7 号 | 正本 1 部 副本 5 部 |
| ② | 技術提案書（業務方針及び業務実施体制） | 様式第 8 号 | 正本 1 部 副本 5 部 |
| ③ | 技術提案書（工程計画） | 様式第 9 号 | 正本 1 部 副本 5 部 |
| ④ | 技術提案書（管理手法） | 様式第 10 号 | 正本 1 部 副本 5 部 |
| ⑤ | 委託限度額に対する見積額の削減率 | 様式第 11 号 | 1 部 |
| ⑥ | ヒアリング資料（スライドデータ） | Microsoft Power Point | C D - R 2 枚 |
| ⑦ | ヒアリング資料 (⑥のスライドを打ち出した紙資料) | - | 5 部 |
| ⑧ | 参考見積書 | 任意様式 | 1 部 |

(2) 技術提案書の作成（様式第 8 号～ 10 号）

文字の大きさは、10.5 ポイント以上とし、必要に応じて文章を補完するために必要な図及び表等を使用し、分かりやすく簡潔に記載すること。

ア 業務方針及び業務実施体制（様式第 8 号）

本委託の業務方針について、以下の内容を記述すること。

- ・新港清掃工場の円滑な供用開始を実現するために必要と考えられる設計施工監理業務に係る具体的な提案（発注者及び建設工事受注者とのコミュニケーション方法等）及び説明
- ・業務実施体制については、体制図を記載すること。

イ 工程計画（様式第 9 号）

新港清掃工場リニューアル整備の工程について、過去の業務実績を踏まえ下記に

について提案し、記述すること。

- ・各年3月に実施予定の出来高検査に向けた業務スケジュールについて
- ・令和12年度の工場の試運転に向けた業務スケジュールについて

ウ 管理手法（様式第10号）

本委託における管理手法について、以下の内容を記述すること。

- ・工程管理に係る具体的な提案及び説明
- ・品質確保に係る具体的な提案及び説明
- ・プラント設備工事及び建築設備工事並びに建築工事との調整に係る手法についての具体的な提案及び説明

（3）提出期間

令和8年2月26日（木）から令和8年3月11日（水）まで（土日祝日は除く）。

受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く）。

（4）提出書類のうち、②～⑦には社名等の参加者が特定できる文言やロゴ等を入れないこと。社名等を記載する場合は、参加資格審査結果通知時に参加者に割り当てる色を使用すること（例：赤社）。

（5）提出先は、2（6）の業務担当課とする。

（6）提出方法は、持参又は郵送（書留郵便）とする。郵送の場合は、令和8年3月11日（水）午後5時までに必着とする。

（7）参考見積書（税込10%）

参考見積書（内訳書含む）を提出すること。

9 技術提案のヒアリング

技術提案書の受付後、下記のとおり技術提案に係るヒアリングを実施する。ただし、日時等については、提案者数等により調整する場合がある。

（1）実施日時

令和8年3月18日（水）（予定）（日時は後日連絡とする。）

（2）出席者

配置予定主任技術者、その他計4名以内とする。

（3）実施方法及び留意事項

ア 時間は技術提案内容のプレゼンテーション20分、質疑応答20分の計40分とする。

イ 技術提案書等の説明は、特段の事情がない限り配置予定主任技術者が行うこと。

ウ Microsoft Power Point2019での閲覧が可能なデータ形式であること。

エ プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、その他必要な機器は各者で用意すること。

オ プrezentationにおいては参加者が特定できないよう、社名等を公表しないように留意すること。

10 技術提案の審査

（1）審査方法

選定委員による評価を行い、最高得点の提案者を優先交渉者とし、その次に得点が高

い提案者を次点者として決定する。なお、同点の最高得点者が複数いる場合は、「担当チームの対応」の点数が高い提案者を優先交渉者とする。「担当チームの対応」も同点の場合は、くじにより優先交渉者を決定する。

- (2) 技術提案の評価基準（評価項目及び配点）は別紙1「技術提案評価基準」のとおりとする。
- (3) 得点が60点未満の場合は失格とする。
- (4) 提案者が1者の場合は、企画提案書類を評価し、60点以上の場合はその者を優先交渉者とする。

1.1 審査結果通知

- (1) 通知方法
審査結果は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知するほか、千葉市ホームページに掲載する。
- (2) 留意事項
審査及び選定結果に係る異議の申し立ては受理しない。

1.2 その他留意事項

- (1) 契約の手続き
 - ア 優先交渉者から提出された見積書の金額を上限額として見積合わせを行い、契約の締結を行う。
 - イ 優先交渉者と契約の合意にいたらなかった場合、次点者と交渉を行う。
 - ウ 契約相手方は、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を認めなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出書類の虚偽の記載がある場合。
 - イ 提出期限を過ぎて提出した場合。
 - ウ ヒアリングに欠席した場合。
 - エ 委託の上限額を超えた見積書を提出した場合。
 - オ 選定結果に影響を及ぼす不正行為があった場合。
 - カ ヒアリングの得点が60点未満の場合。
- (3) 提出書類の取扱い
 - ア 提出された書類は、返却しない。
 - イ 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え、追加及び削除は認めない。
 - ウ 提出書類は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
- (4) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
- (5) 業務遂行に際し、技術提案書に記載された配置予定者の内容変更は認めない。ただし、変更理由及び変更予定者について本市が認めた場合は、この限りでない。
- (6) その他
 - ア 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
 - イ 技術提案書や選定結果は、第三者から公文書開示請求があった場合、開示の対象となる。ただし、本プロポーザル選定期間中は、千葉市情報公開条例（平成12年条例

- 第52号) 第7条の規定に基づき、開示の対象としない。
- ウ 本プロポーザルに関連し知り得た情報については、本市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
- エ 本市は技術提案書を本委託の選定以外に無断で使用しない。
- オ 技術提案書の提出後、本市の判断により、ヒアリングによる内容の確認、補足資料の提出を求めることがある。
- カ 技術提案書の記述が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。
- キ 本プロポーザルに関して、追加すべき情報があった場合には、本市ホームページに公表する。
- ク 当該委託に係る令和8年度当初予算が議会の議決を得られないときは、契約手続きを中止する。なお、これに伴う責めを本市は一切負わない。
- ケ 本契約は、複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。

1.3 参考資料について

参加資格要件を満たす者には、参加資格審査結果の通知時に、以下の資料を参考資料として提示する。

参考資料1 新港清掃工場リニューアル整備 工程表

技術提案評価基準

別紙1

| 評価項目 | 判断基準 | 様式 | 配点 | | | | | | | | | | |
|--------------|--|--|-------------------|-------------|----|-------------|----|--------------|----|----------|----|--------|---|
| 参加者の実績 | <p>【過去10年間(平成28年4月以降)の実績について】 地方公共団体(一部事務組合及び広域連合等特別地方公共団体含む)が発注するごみ発電施設を有する一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の建設工事(基幹的設備改良工事や延命化工事等も可とする)に係る設計施工監理業務の実績(元請けにて履行した実績に限る)について、施設の処理能力(t/日)に応じて評価する。</p> | 様式第3号 | 10 | | | | | | | | | | |
| 担当チームの能力 | <p>【配置予定の主任技術者の実績について】 本業務と同種の業務(清掃工場建設(基幹的設備改良工事や延命化工事等も可とする)に係る設計施工監理業務)を過去10年間(平成28年4月以降)に遂行した件数に応じて評価する。 ※最大3件とする。</p> <p>【配置予定の担当技術者(プラント設備)の実績について】 本業務と同種の業務(清掃工場建設(基幹的設備改良工事や延命化工事等も可とする)に係るプラント設備の設計施工監理業務)を過去10年間(平成28年4月以降)に遂行した件数に応じて評価する。 ※評価対象は最も実績を有する1名とし、件数は最大3件とする。</p> <p>【配置予定の担当技術者(プラント設備)の資格について】 一般廃棄物処理施設(ごみ焼却施設)の建設工事の設計施工監理業務において、有効な資格を有している場合に評価する。 ※評価対象は1名とする。</p> <p>【配置予定の担当技術者(建築構造)の資格について】 リニューアル整備による機器更新に伴い建物に与える機器荷重が変動するため、既存建築物の構造面からの安全性確認や必要な補強策等を検討するために、資格要件として定めている一級建築士に加えて、更に別の有効な資格を有している場合に評価する。 ※評価対象は1名とする。</p> | 様式第4号 様式第5-1号 様式第5-1号 様式第5-3号 | 10 5 2 3 | | | | | | | | | | |
| 担当チームの対応 | <p>【業務方針及び業務実施体制について】 下記のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事受注者との調整に係る具体的な内容及び手法について提案及び説明がされている。 ・発注者への説明及び報告等のコミュニケーション方法について、具体的な内容が提案及び説明されている。 ・チームの統括及びマネジメント等に係る方針及び手法について具体的な内容が説明されている。 ・その他、有効な独自の提案がされていれば加点とする。 <p>【工程計画について】 下記のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務スケジュールについて、適切な提案がされている。 ・本業務における重点ポイント、課題等についての説明及びそれらに対する有効な対応方法についての提案がされている。 ・その他、有効な独自の提案がされていれば加点とする。 <p>【管理手法について】 下記のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工程管理の具体的な内容と手法について提案及び説明がされている。 ・プラント設備工事及び建築設備工事並びに建築工事との調整の具体的な内容と手法について提案及び説明がされている。 ・その他、有効な独自の提案がされていれば加点とする。 <p>【説明のわかりやすさ】 下記のとおり評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的な説明がされている。 ・要点がおさえられている。 | 様式第8号 様式第9号 様式第10号 | 20 20 20 | | | | | | | | | | |
| 価格提案 | <p>【業務価格の経済性について】 下記のとおり評価する。</p> <p>委託業務費の経済性(委託限度額に対する見積額の削減率)で判断する。</p> <p>委託限度額に対する見積額の削減率 =(委託限度額-見積額)/委託限度額 × 100(%)</p> <p>※委託限度額(270,512千円(税込))を超える場合は失格 ※%表示した際の数値の小数点以下第2位を四捨五入</p> <p>上記で算出した削減率に対して、下記のとおり評価する。</p> <table border="0"> <tr> <td>削減率5%未満</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td>削減率5%以上7%未満</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>削減率7%以上9%未満</td> <td>3点</td> </tr> <tr> <td>削減率9%以上10%未満</td> <td>4点</td> </tr> <tr> <td>削減率10%以上</td> <td>5点</td> </tr> </table> | 削減率5%未満 | 1点 | 削減率5%以上7%未満 | 2点 | 削減率7%以上9%未満 | 3点 | 削減率9%以上10%未満 | 4点 | 削減率10%以上 | 5点 | 様式第11号 | 5 |
| 削減率5%未満 | 1点 | | | | | | | | | | | | |
| 削減率5%以上7%未満 | 2点 | | | | | | | | | | | | |
| 削減率7%以上9%未満 | 3点 | | | | | | | | | | | | |
| 削減率9%以上10%未満 | 4点 | | | | | | | | | | | | |
| 削減率10%以上 | 5点 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 100 | | | | | | | | | | | |

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動に基づく契約金額の変更）」を適用する契約です。

賃金水準に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

※詳細については、本市ホームページに掲載の「複数年にわたる業務委託契約へのスライド条項の適用について」をご覧ください。

変更契約にあたっては、発注者と受注者で変更金額等について協議を行います。スライド額協議請求書（様式1-1）を、委託開始日から12か月（2回目以降は前回スライド基準日から12か月）経過した後に提出してください。